

令和5年度 第2回刈谷市入札監視委員会 議事録

1 日時 令和5年11月15日(水) 13:30～15:00

2 場所 刈谷市役所 3階 301会議室

3 出席した委員(委員数3名)

委員長職務代理者 近藤 克麿(公認会計士)

委員 佐野 真紀(愛知教育大学准教授)

委員 加藤 時彦(弁護士)

4 出席した事務局職員(5名)

星野総務部長、蛇川契約検査課長、岡村課長補佐、並木契約係長、村瀬主任主査

5 議題及び概要

(1) 契約工事の報告について(6月から9月分)

→事務局より説明。

(2) 抽出事案の説明について

→抽出案件 4件(一般競争入札3件、随意契約1件)を承認。

(3) その他

→事務局より以下の件を報告。

・次回の審査事案の抽出担当者について →佐野委員に依頼。

・次回の開催日について →第3回 令和6年 2月21日(水)

6 主な質疑

質問・意見	回答
<p><u>議題（１）契約工事の報告について（６月から９月分）</u></p> <p>Q：(委員) くじ引きがすごく多いが、積算ソフトの精度が上がっているということか。</p> <p>Q：(委員) くじ引きとなるのは、市としては問題がないと判断しているのか。</p>	<p>A：(事務局) 最低制限価格の計算式については公表しており、また、公表単価等もあるため、かなり精度が高い積算をしていると推測する。</p> <p>A：(事務局) 地方自治法施行令でくじによる落札者の決定について定められているため、制度上の問題はないと考えている。</p>
<p><u>議題（２）抽出事案の説明について</u></p> <p>・ 案件 1 件目</p> <p>すぎな作業所改築（建築）工事 （一般競争入札、建築一式工事）</p> <p>Q：(委員) 入札参加者の実績は、パソコンなどで簡単にわかるのか。</p> <p>・ 案件 2 件目</p> <p>市役所電話交換機改修工事 （一般競争入札（総合評価落札方式）、電気工事）</p>	<p>A：(事務局) 入札参加者に工事实績の提出を求めており、その実績をコリンズという検索システムを利用し、確認をしている。</p>

<p>Q : (委員) デジタル電話交換機システム一式とは、具体的にどのような工事か。</p>	<p>A : (事務局) 市役所に外線で電話が入った時に、各課に繋ぐ大元の機械が電話交換機である。メーカー推奨の耐用年数が5年であるが、市庁舎建築から更新されていないため、更新年限を超えたということで更新するものである。</p>
<p>Q : (委員) 参加資格者が13者いるが、どこをみてこの工事の申し込みをしようとするのか。刈谷市からこういう仕事ができるということをどうやってわかるのか。</p>	<p>A : (事務局) 1年間の発注見通しを出しているので、どういう内容の工事が発注されるかというのは公表している。入札情報サービスにて、公告等出しているため、業者自ら案件を探しに来て、設計内容を確認したうえで、やれるものがあれば参加してくる。</p>
<p>Q : (委員) 落札率が98.86%と高いですが、電気工事において、業者は最低制限価格を計算していないのか。</p>	<p>A : (事務局) 最低制限価格を類推することはできると思いますが、業者としてここまでしか下げられないというラインがあると思われるので、今回のような価格競争になったと考えられる。</p>
<p>・ 案件3件目 一ツ木配水場配水池築造工事 (本体) (一般競争入札、水道施設工事)</p>	
<p>Q : (委員) J V (特定建設工事共同企業体) を組むに当たり、市内の業者が大手に組んでくださいとなるのか、大手が市内の</p>	<p>A : (事務局) 申出があったのは、1者のみである。今回のケースで大手と市内の業者どちらがJ Vを打診したかは分から</p>

<p>業者を誘うのか。最初の J V の資格確認申請の時は、何組のペアからの申請があったのか。</p> <p>Q : (委員) J V の参加申出の期間が短いように思われるが、発注見通しでこの工事が出ることを確認しておいて、内々で詰めておいて、発注がされたら J V として申込みしてくるものか。</p> <p>・ 案件 4 件目 第 2 不燃物理立場浸出液処理施設修繕 (随意契約、機械器具設置工事)</p> <p>Q : (委員) 最終的に 3 回の見積もりを行っているが、3 回行った理由はなぜか。</p> <p>Q : (委員) 一般競争入札で最低制限価格を下回ったのではなく、随意契約についても</p>	<p>ないが、大手の方が通常は興味があると思われる。</p> <p>A : (事務局) 発注見通しで工事を公表はしているが、J V で出すかどうかまでは公表していない。それが J V で出すのか、単独で出すのか、地域要件を県内に拡大するのかなど想定は業者ができると思うので、発注されたら取りに行こうというイメージは持っていると思われる。</p> <p>A : (事務局) 最初の 2 回は予定価格に達していなかったためである。3 回目ですら予定価格を下回ったため、その金額で採用したということである。</p> <p>(8 月 8 日見積執行のように) 予定価格を上回った場合には、何度でも見積もりができるが、(7 月 11 日見積執行のように) 最低制限価格を下回った場合は、失格になってしまう。</p> <p>A : (事務局) ルール上、最低制限価格を下回ってしまうと、そこで失格になってし</p>
--	---

最低制限価格を下回ったら失格というのは理論的にどうかと思う。随意契約は、話し合いでできると思うのに、違うということか。

※ 以上より、抽出案件1～4について、入札監視委員会として内容を承認することで決定。

まう。その安い価格を採用したことで、粗雑工事に繋がってしまうかもしれない。下請け業者にもお金がいきわたるようにしていただきたいと思う。